

## 1 復興・再生の現状と課題

### (1) 避難地域の復興・再生

県内の放射線量の状況については、平成 30（2018）年 3 月までに面的除染が完了（帰還困難区域を除く）したことなどにより、県内の空間線量率は大幅に低下し、世界の主要都市と同水準になっています。

また、避難指示の解除が進み、避難指示区域の面積は約 12% から約 2.4% へ減少しました。

避難指示が解除された地域では、市町村それぞれの復興計画に基づき、まちづくりが進んでいます。住民帰還は少しずつ進展しているものの、避難指示の解除時期の違い等により、居住人口の回復に差が見られます。復興の状況は市町村ごとに異なっており、復興・再生に向けては、地域の状況を的確に捉えながら、今後新たに顕在化する課題も含めて対応していく必要があります。

原子力災害により避難を余儀なくされた地域（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村をいう。以下「避難地域 12 市町村」という。）については、医療・介護提供体制の整備、子育て・買い物環境の整備・充実、物流機能の回復、治安の確保、地域公共交通の整備・充実、防災体制の強化、荒廃抑制や国、県、市町村の連携による鳥獣被害対策の強化など、「福島 12 市町村の将来像」の実現に向けた取組が必要です。

また、営農再開支援などの事業・生業の再生や、教育環境などの整備・充実にも取り組む必要があります。

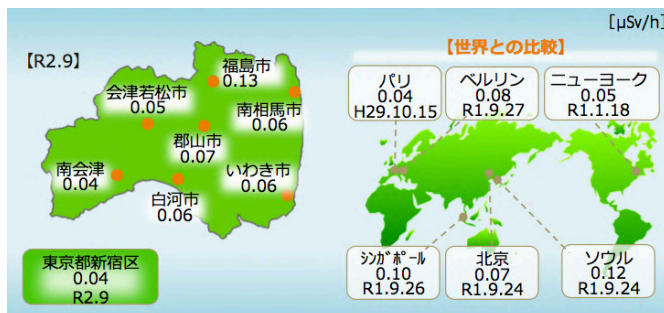
これらの帰還環境の整備に加え、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大など新たな活力を呼び込むための取組を進めていく必要があります。

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域については、引き続き、生活インフラの復旧や住居等の生活環境の整備を着実に推進し、避難指示が確実に解除されるよう取組を進めていく必要があります。

また、特定復興再生拠点区域外については、帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう、国、市町村等と連携しながら、除染や生活環境の整備を進めていくとともに、帰還困難区域全ての避難指示解除に最後まで責任を持って取り組むよう国に求めていく必要があります。

### ◆空間線量について

■震災直後の空間線量率に比べると、自然減衰や除染等により大幅に減少しました。



出典：海外の空間線量率については日本政府観光局

### 【空間線量率の推移・福島市】



出典：福島県災害対策本部（暫定値）